

射水市オープンデータカタログサイト構築業務
調達仕様書

令和5年10月

射水市 企画管理部 未来創造課

1 調達件名

射水市オープンデータカタログサイト構築業務

2 調達の背景と目的

平成28年12月14日に「官民データ活用推進基本法」が施行され、国、地方公共団体、事業者が保有する官民データについて、インターネット等を通じて容易に利用できるような必要な措置を講ずることが規定された。

本市においても、地域課題の解決や経済活性化、行政サービスの高度化・効率化を図るため、平成30年度に「射水市オープンデータサイト」を作成し、人口や防災、観光、交通など17のカテゴリーに分類し、市ホームページ内で公開している。

しかしながら、公開するデータが年々増加し、データの検索や更新が難しい状況になってきていることや、富山県で構築を予定しているデータ連携基盤との連携を見据え、機能性に優れたオープンデータカタログサイトを構築することにより、持続的なデータ更新や利便性の向上を図ることを目的とする。

3 履行期限

契約締結の日から令和6年3月31日まで

※公開予定 令和6年3月中旬

4 業務の範囲

本業務の範囲は下記のとおりとする。

- (1) 本サイトに必要となるシステムの構築・導入
- (2) 本サイトのデザイン制作
- (3) 要求機能の実装
- (4) 構築・運用に係る各種テスト
- (5) 本サイトの操作・運用マニュアルの整備
- (6) 市職員を対象とした本サイトの操作研修

※本稼働後の運用保守については、別に契約を締結する。

5 構築要件

(1) 前提条件

- ・作業の詳細な日時は別途、市担当者と協議の上決めること。
- ・市庁舎内に設置している仮想基盤上にシステムを構築すること。
- ・作業完了後、市担当者にシステムの正常性確認を依頼すること。確認後、異常がない場合は本業務完了とする。

(2) 全般

- ・システムの構築に当たっては、オープンソースソフトウェア(OSS)である「CKAN」により構築すること。

- ・文字コードについては、原則として UTF-8 とすること。
- ・タイムゾーンについては、UTC+09:00 とすること。
- ・グローバル IP アドレスは市保有の物を利用すること。
- ・特定のブラウザの固有の機能に依存しないよう構築するものとし、以下のブラウザからデザインが崩れることなく利用可能であること。また、以下のブラウザの新バージョンがリリースされた場合は対応を行うこと。
 - ①Microsoft Edge111 以上
 - ②Firefox43 以上
 - ③Google Chrome47 以上
 - ④Safari9 以上
 - ⑤Android 標準ブラウザ及び Mobile Safari
- ・サーバ証明書の購入、発行、設定を行うこと。

(3) 公開画面

- ・初期画面については、カテゴリボタンを表示し、オープンデータの属性毎に絞り込み、一覧表示ができるようにすること。
- ・データセットの詳細情報について、アイコンをクリックすることにより、データセットの詳細を表示させること。また当該データのダウンロードボタンを設置すること。
- ・複数のデータ形式（CSV、XLS、XLSX、PDF、XML、HTML、JPG、RDF 等）をダウンロードできること。
- ・データ名をクリックすると、データに関する説明のページが表示され、そのページからデータをダウンロードできること。
- ・データ名の左横にはクリエイティブ・コモンズ・ライセンスの画像を表示し、画像上にマウスを移動させると、利用範囲が表示されること。
- ・キーワード検索、タグ検索等、複数の手法によりデータ検索が行えること。

(4) 管理画面

- ・管理画面については、Windows OS 上で Microsoft Edge111 以降のバージョンで利用可能とすること。
- ・管理画面から、データセットを登録・編集・削除する機能を有すること。
- ・データセット編集画面においては、現在設定されている情報を初期表示させること。

(5) WEBコンテンツデザイン及び作成

- 以下のコンテンツを作成するにあたり、受注者は発注者と協議の上、作成すること。
- ・オープンデータの解説
- ・利用規約

- ・新着情報
- ・カテゴリー
- ・データカタログ検索
- ・よくある質問
- ・問い合わせフォーム
- ・リンク集

※今後の機能追加も想定し、容易に拡張しやすいデザインとすること。

※使用者にわかりやすく、好感が持てるデザインとすること。

6 テスト

運用開始前までに、市職員によるテスト環境を準備すること。

7 操作研修

運用開始前に、管理者及び一般職員に分かりやすい操作マニュアルを作成し提出すること。

上記マニュアルを作成後、多くの職員が利活用できるよう、受注者は以下の操作研修を実施することとする。なお、研修会場の用意は、射水市で行うが、研修に要する資料、講師及び補助者を提供することとする。研修に際してパソコン端末が必要な場合は、未来創造課と別途協議すること。

①一般職員向け研修（40名程度を想定）

本サイトを業務で使用する一般職員に、システム操作に関する研修を行うものとする。

②管理者向け研修（3名程度を想定）

本サイトの運用管理を行うシステム管理者に、システム運用管理機能に関する研修を行うものとする。

8 ユーザID

初期のユーザ登録は、受注者で行うこと。

| ID数 | ユーザ名 |
|-----|--|
| 35 | 議事調査課、政策推進課、人事課、未来創造課、総務課、財政課、資産経営課、課税課、収納対策課、市民活躍・文化課、市民課、生活安全課、環境課、地域福祉課、社会福祉課、介護保険課、保険年金課、子育て支援課、保健センター、商工企業立地課、観光・定住課、農林水産課、都市計画課、道路課、建築住宅課、河川・港湾課、用地課、上下水道業務課、上水道工務課、下水道工務課、会計課、学校教育課、生涯学習・スポーツ課、監査委員事務局、消防本部 |

※ユーザID毎に、オープンデータの更新等の権限管理ができること。

※ユーザIDは、組織の見直しに柔軟に対応できること。

9 成果物

本業務の成果物は以下のとおりとする。

- (1)オープンデータカタログサイト 一式
- (2)操作マニュアル（冊子及び電子ファイル） 一式
- (3)完成図書（冊子及び電子ファイル） 一式

10 運用・保守

構築後の運用・保守について以下の体制があること。

(1)障害対応

障害発生の連絡が本市からあった場合は、速やかに初期対応方法を示すこと。初期対応の結果、障害が改善されない場合は、原則として24時間以内に現地等に作業員を派遣し、改善を行うこと。

(2)システム保守

システムの不具合への対応、仮想サーバの設定変更作業、軽微なシステム改修等については、保守の範囲で対応すること。

11 特記事項

- (1)本業務の成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ。)については、本市へ帰属するものとする。
- (2)本業務の成果物については、第三者が従前から権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれている場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うものとする。なお、著作権関係の紛争が生じた場合は、一切の受託者の責任において処理するものとする。
- (3)受託者が納品するすべての成果物の著作権は、契約金額の入金完了をもって射水市に帰属するものとする。

12 契約不適合責任

本事業の実施にあたり、受注者に起因とする不具合箇所が発見された場合は、受注者の責任において、無償で修正を行うものとする。

13 疑義

本業務の実施にあたり、本仕様書に定めのない事項、疑義、作業の性質上当然必要な事項、法令又は慣例によって履行しなければならない事項が生じた場合は、双方協議のうえ決定し、誠意を持って対応するものとする。